

令和6年度 第2回大島区地域協議会 次第

日 時：令和6年5月28日（火）
午後7時から
場 所：大島コミュニティプラザ
2階 市民活動室1

1 開 会

2 協 議

(1) 地域協議会の運営等について

資料No.1～3

3 その他

(1) 大島区における地域活性化の方向性について

資料No.4

(2) 令和6年度第3回地域協議会の開催日について

【開催日：___月___日、開催時間：___時___分から】

4 閉 会

地域協議会の運営等について

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
①会長、副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例（以下、「条例」という。）第6条	会 長 _____ 副会長 _____	会 長 _____ 副会長 _____
②会議の招集請求に必要な委員数 ※条例第8条第1項第2号	3人	_____人
③会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	委員の中から1名を定める (原則、委員名簿順)	
④会議の座席順 ※条例第8条第4項	会長、副会長を中心として 委員名簿順に座席を配置	
⑤議長(会長)はあらかじめ投票権を持つか否か ※条例第8条第3項	-	
⑥委員が会議の議題を提出する場合の方法 ※条例第8条第4項	地域協議会審議提案書を原則協議会開催日の1週間前までに会長を通して事務局へ提出	
⑦地域協議会だよりの編集方法 ※条例第8条第4項	委員名簿順に2班編成年3回発行	(編集委員、発行回数)
⑧会議の開催日時 ※条例第8条第4項	水曜日(原則)	(開催日)
	午後2時から(原則)	(開催時間)
⑨会議の会場 ※条例第8条第4項	大島就業改善センター	

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
⑩傍聴人の定数	10人	
⑪諮問案件における書面審議 ※条例第8条第4項	資料No.3のとおり	(実施の条件、判断、表決)
その他 ※条例第8条第4項		

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。
（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

★提案書番号

大島区地域協議会長 様

地域協議会審議提案書

提案委員氏名		
審 議 提 案 事 項	件 名	
	内 容	
提案年月日		年 月 日

★欄は、記入しない。

諮問案件における書面審議について

1 書面審議に関する事項を定める理由

- ・ 地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 2 項で定める事項については、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。(例外規定なし)
- ・ 一方で、地域協議会が開催できないことを理由に、諮問案件を審議しないことは、市の事業の停滞を招き、関係者との関係を損ねる要因ともなりえる。
- ・ これらのことを踏まえ、必要な地域協議会としての意見をまとめ、市政に反映するための手法として、書面による審議とするもの。

2 会議の運営に関する事項

(1) 書面審議を実施する条件

委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合。

(2) 書面審議の実施に係る判断

正副会長の協議により、会長が決定する。

(3) 書面審議の表決

- ・ 委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす。
- ・ 前項において、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- ・ 附帯意見の取扱については、意見集約の結果、要否を含め、正副会長で協議し、会長が決定する。

3 その他

- ・ このほか、書面による審議が必要な案件については、諮問案件に準じた方法により審議を行う。

大島区における地域活性化の方向性について ～ まとめ ～

大島区 の 地域活性化 の 方向性

スローガン

大島区の豊かな自然、地域性を活かした

住みやすいまちづくりを目指します

構成要素

- ・豊かな自然を活かしたイベントの工夫
- ・生活実態に見合った安心、安全な暮らしの推進
- ・米や山菜を活用した特産品の売り込み
- ・女性や若者など誰もが参入しやすい環境づくり
- ・伝統行事を継続させる取組

構成要素①

豊かな自然を活かしたイベントの工夫

○具体的な現状

- ・細越平生会（薬師登山やブナの森美術館、ユキノアカリ）のイベント
→ 少ない会員だが仲間を募りながら活動し、さまざまな行事に参加している。
- ・あぜ道ほたる
→ 地域の人だけで活動しており、ボランティアを募って開催している。
→ 小学生も参加。ほたるコンサートと同時開催。若手がない。
→ 地域独自の予算を活用しており、市の補助率が減少している。
→ 来場者が多いが、主催者の負担が増加している。
- ・灯の回廊
→ 旭地区は同日に開催してない。令和6年2月は、ほくほく大島駅と菖蒲会場のみ開催。
- ・飯田邸のそばまつり
→ これ以上来場者が増えても対応できない。
- ・全体的な話
→ 各種イベント継続のための人材、後継者、情熱が不足している。
→ イベントを開催する団体が数団体しかない。
→ 外部から人を（キッチンカー等）呼んでも、大島区の収入とならない。地元の人が店をやれば大島区に還元されるが、現状はなかなか難しい。

○突破口など

- ・飯田邸のそばまつりと同日に他のイベントを開催するなど、各地区だけでなく大島区全体にイベントを広げる。（一緒にできるものは一緒に！）
- ・地域活動支援事業のように町内会等が使いやすい補助金があるとよい。
- ・（地区の枠を超えて）若い人が協力できる体制がとればよい。
- ・大島区全体で考えていかないと何もなくなってしまう。各地域、団体と協力して、イベントや地域活動を行う。
→ ただし、他の地区から応援を依頼すると迎えるほうも大変である。
- ・地域協議会が、各団体や大島まちづくり振興会と一緒に協議していく。
- ・リーダーがいるかないかによって変わってくる。
- ・集まりの場があると変わってくる。
- ・中学生が作った oshimagram（オーシマグラム）を活用して区外から人を呼ぶ。

構成要素②

生活実態に見合った安心、安全な暮らしの推進

○具体的な現状

- ・冬の屋根、玄関前除雪の問題。人力がなく頼める人がいない。
 - 要介護世帯、高齢者世帯宅の除雪が大変である。
 - 各集落に除雪機を持っている人が、除雪しているのが現状である。
 - 要支援者に対し、行政からの補助金がある。
- ・ボランティアはなかなか難しい。
- ・大きな病院へ行く足がない。
- ・移動販売があるので買い物の心配がない。

○突破口など

- ・除雪について
 - 除雪費助成事業の対象条件の緩和。
 - 各集落に数人規模のグループとして、除雪支援を行う人がいるとよい。
- ・要介護までは至らないが生活支援を必要とする年代（60歳前後）へのサポート。
- ・買い物、通院の支援をしてくれる人がいるとよい。
- ・各支援を行っている人も高齢化している。その人たちに対しても、行政等からサポートが必要である。

構成要素③

米や山菜を活用した特産品の売り込み

○具体的な現状

- ・農協も棚田米として売り出しているの、売り上げがあると思う。
- ・令和6年度で中山間地域等直接支払制度（第5期）が終わるので、離農農家が増えることが予想される。
- ・菖蒲生産組合は600俵くらい販売しており、毎年増えている。
- ・旭商店は市内の朝市や東京駅で販売している。
- ・農業公社も販売先を固定している。
- ・安くておいしい米が売れている。また、米の品質など商品にバラツキがある。
- ・従事者の高齢化、地元住民の減少、PR発信が欠けている。
- ・個人で米や山菜を販売している人が多い。
 - 大島青空市場、浦川原物産館、あるるん畑へ出荷する人もいる。
※青空市場へ持っていったら、即完売することもある。
- ・大島区には米以外の特産品がない。

○突破口など

- ・大島区みらい農業づくり推進協議会の立ち上げ。
- ・味噌を特産品にするのもよい。
- ・高い米が売れるようにするPRが足りないの、ネット販売とかあるとよい。大きな受入れ口があれば売り上げが上がる。
 - 青空市場など、販売している側が主体となり、PRや広報、SNSによる情報発信をしてもらう。（個人が出荷する山菜など）
- ・空き家等を利用した加工場の設置、機能向上を図る。
 - 働く場所を創出する。（定住雇用）

構成要素④

女性や若者など誰もが参入しやすい環境づくり

○具体的な現状

- ・町内会や地域の団体の役員には、女性が少ないから参加しにくい。
- ・女性が地域に出るのをイヤがる。スタッフとして参加するのはよいが、役職は苦手である。
- ・婦人部があったときは女性も参加できた。
- ・女性や若者において、「時間の余裕がない、興味がない。」「活動の意義を感じない。」という人が多い。
 - 行事には参加するけど、地域活動は参加しない。

○突破口など

- ・組織の役員に女性枠を設ける。また、各種行事では、女性・若者の呼びかけや参加を促し、構成委員として位置づける。
- ・まずは町内会単位で女性の役員を増やすように努力する。
- ・参入しやすい、意見が出しやすい雰囲気づくりや組織をつくる。
- ・若い人や女性の集まりを作って、徐々に地域活動に参加できるとよい。
- ・大島区全体での集まりもあるとよい。
- ・移住者や地域おこし協力隊などの若い力を活用して、地域の活性化につなげる。
 - 40代くらいの人に来てくれると、地域の行事にも参加してくれることが多いように感じる。

構成要素⑤

伝統行事を継続させる取組

○具体的な現状

- ・秋葉山ちょうちん行列
- 火の神にちなんだ行事のため、令和5年度までは役員のみが登っていたが、令和6年度からは一般の人も対象となった。また、令和5年度に保倉地区振興協議会が登山道を整備した。
- ・菖蒲地区の秋祭りの神輿担ぎは上越市街地から手伝いにきてもらっている。
- ・才の神や地域のまつりは、各地区で規模を縮小して実施している。
 - 神事ごとは他地区と一緒にやるのは難しいように感じる。
- ・ほたるのイベントを開催している。
- ・盆踊りは、実施できない地区が多い。（音頭取りをする人が少ない）
- ・全体を通して、従事者の高齢化、地元住民の減少に伴い予算面の算出が難しい。

○突破口など

- ・伝統行事を継続させるには、地域の枠を広げて取り組む。
- ・才の神、地域のまつりについて、合同でやれるものは一緒にやる。
 - 一緒にやると参加する人が少なくなる可能性もあるため慎重に！
 - 今のところ維持できている地域については、無理に一緒にするべきではない。
- ・ほたるのイベントについては、ほたる保護指導員を増やす。
- ・盆踊りは、地区全体でやれば、普段顔を合わせない人も来るかもしれない。
- ・小中学校の子供たちに地域のイベントに参加してもらおう。
- ・地域の持続的発展をさせるために、関係する団体との連携を図る。